

都市再生基本方針の一部変更について

〔平成23年10月7日
閣議決定案〕

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第14条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、都市再生基本方針（平成14年7月19日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

第一の1（都市再生の意義）中「極めて重要である。」の次に「さらに、今後発生が想定されている東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等による大規模災害に備え、平成23年3月に発生し、未曾有の被害をもたらした東日本大震災をはじめとする災害における経験から得られる教訓を、今後の我が国における都市再生にいかしていくことが重要である。」を加える。

第一の1（安心して快適に生活できる都市）中「必要である。」の次に次のように加える。

また、犯罪、交通事故など都市生活におけるリスクをできる限り抑制することが重要である。

第一の1中（安全な都市）を削り、（魅力ある美しい都市）の次に次のように加える。

（災害に強い都市）

東日本大震災における経験から得られる教訓を踏まえ、大規模な地震、津波、集中豪雨等の自然災害等が発生した場合における都市の人的・経済的被害等を最小化し、都市機能の停止・低下等による被災地域の住民等への負担を抑制するとともに、我が国の経済・社会全体に与える負担を最小限とするための措置があらかじめ十分に講じられた、災害に強い都市づくりを推進することが重要である。

第一の2（質の高い生活のできる大都市）の次に次のように加える。

（災害に強い大都市）

人口や各種機能等が集中し、我が国の経済活動等の中心である大都市は、大規模災害に見舞われた場合、甚大な人的・経済的被害の発生に加え、当該都市の機能の停止・低下により、我が国経済の成長に大きな悪影響をもたらすおそれがある。こうした事態を防ぐ観点から、東日本大震災における経験から得られる教訓を踏まえ、人口・機能等が集中している大都市の特性が、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等につながらないようにすること、また、大規模災害が発生した場合においても、基本的な都市機能ができる限り安定的に継続して確保

できるようにすることに特段の配慮をすることが必要である。

第二の2（関係者との連携）中「PPP」の次に「等の手法」を加える。

第二の2（子どもを生み育てやすい環境の整備）の次に次のように加える。

（犯罪等の起きにくいまちづくりの推進）

防犯カメラの整備、防犯ボランティア活動の活性化、住宅の防犯性能の向上等を積極的に推進することにより、犯罪の起きにくいまちづくりを進めるとともに、歩道整備による安全・安心な歩行空間の創出等の交通安全施設の整備等により、都市における交通事故の抑止を図る。

第二の2中（都市の安全性の確保）を削り、（魅力あるまちづくりの推進）の次に次のように加える。

（災害に強いまちづくりの推進）

<基本的考え方>

東日本大震災における経験から得られる教訓を踏まえ、大規模災害が発生した場合における被害を最小化するとともに、被災後の住民等への負担を最小限とするための施策を、他の都市再生に関連する施策とも連携をとりつつ、総合的に推進するとともに、原子力発電施設における事故に係るものを含め、東日本大震災から得られる教訓に関する検証を各分野において進め、その検証結果に関連する施策の充実にかかしていくことが重要である。

<人的被害等の最小化>

東日本大震災において甚大な被害をもたらした津波をはじめとする大規模災害による人的・経済的被害等を最小化するため、防災関連のインフラ整備等のハード面の対策のみに頼ることなく、ハード面の施策とソフト面の施策とを柔軟に組み合わせ、大規模災害に対して多重的に防御していくことが重要である。

こうした考え方のもと、ハード面の対策としては、津波等に備えた海岸保全施設、より安全性の高い場所への避難を可能とする津波避難ビル等の避難施設、防災拠点施設や避難路等の整備に加え、住宅・建築物、交通関連施設、上下水道施設等の耐震化、避難、延焼防止や救護・復旧復興活動に有効な道路、公園等の整備や大街区化、道路の無電柱化、行政施設、医療施設、学校施設、警察施設等地域の拠点施設や老朽化し安全性等の面で問題を抱えるオフィスビル・マンション等の更新、密集市街地の防災性の向上、地下施設の防災性の向上、総合的な浸水対策等を長期的かつ広域的な戦略のもと、効率的に進める必要がある。また、移動が容易でない高齢者・障がい者等が多数居住する施設や避難施設として大きな役割を果たす学校施設等を中心に、津波等の災害のリスクの高いエリアへの立地を抑制するための対策を講じることが重要である。

さらに、東日本大震災で大きな被害をもたらした、宅地等の地盤の液状化や大規

模造成宅地における土砂流出等についても、被害を抑制するための対策を充実させることが必要である。

また、ソフト面の対策としては、東日本大震災において、避難時の的確な対応が大きな人的被害の抑制につながったことを踏まえ、ハザードマップや多言語表記による避難誘導サインの充実や防災教育等の実施により、自助の考え方のもと、できる限り安全性の高い場所へと避難することの重要性等への理解を深める等住民の防災意識の向上を推進する。さらに、結びつきの強い地域コミュニティが災害時における人的被害の低減や被災後の生活支援においても大きな役割を果たすことを踏まえ、高齢者も含め多様な世代がコミュニティ活動に参加しやすい環境の整備等を通じて、地域コミュニティの強化を図ることが重要である。

こうした災害による直接的な人的被害を最小化するための施策に加え、災害発生時に被災者に対して機動的に医療サービスが提供等できるよう、災害医療の支援機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保する災害拠点病院の機能充実等を進めることが重要である。

<都市機能の停止・低下等の抑制>

東日本大震災において、ライフラインの寸断が被災地域の住民等の生活に甚大な影響をもたらした経験を踏まえ、災害時のライフライン等の損傷が都市全体の機能に与える影響が最小限に抑制され、災害時においても自立的に都市機能が継続される都市づくりを進めることが重要である。また、災害時での機能継続が特に重要な行政施設、医療施設、学校施設、警察施設等地域の拠点施設については、地域の実情を踏まえた耐震性の向上、自家発電機の利用や再生可能エネルギーの活用等による自立・分散型エネルギー源の確保、非常時の通信手段の確保、各種物資の備蓄等を重点的に進めることが重要である。さらに、災害時におけるこうした拠点施設とのアクセスを確保するため、交通関連施設の防災対策の充実、緊急輸送道路の整備を進めることが重要である。

また、災害発生時に都市において的確な応急対策、災害復旧等が行われるよう、東日本大震災における経験から得られる教訓を踏まえ、地域レベルでの災害対応・事業継続に関する計画等について、より具体性の高いものを整備するとともに、地域における災害リスクに関する情報分析・提供等を通じて、地域の企業等による事業継続計画の策定を促すことが重要である。さらに、迅速な復旧・復興につながる地籍整備を促進することが重要である。

また、災害時においても、被災地域への物資の提供、人員等の輸送、情報の収集・発信、エネルギー等の供給ができる限り円滑に行われるよう、交通網、情報通信網、エネルギー供給網等のライフラインについて、防災対策の充実、代替性・多様性の向上、体制の整備を行うことが重要である。

さらに、大規模災害が被災地域の企業の経済活動に甚大な影響を与えるリスクを軽減するため、保険の活用を促すとともに、災害リスクに関する情報分析・提供等を通じて、リファイナンスの頻度の少ない長期資金や災害リスクの低減のための金

融的手法を活用しやすい環境の整備を進めることが重要である。

<都市間の連携>

東日本大震災においては、あらかじめ締結された協定に基づくものも含め、被災を受けていない都市から、被災地域に対して行われた、物資の提供、ボランティア活動に係る支援、関係機関のペアリング（組み合わせ支援）による地方公共団体職員等の派遣、被災者に対する居住の場の提供等が進められ、被災者の生活支援に大きな役割を果たした。また、その際、被災した太平洋側ルートを代替した日本海側ルートが大きな機能を果たした。

こうした経験を踏まえ、災害時において被災を受けた都市に対して、被災を受けなかった都市による支援が機動的に行われるよう、災害協定の締結、災害発生時の対応に関する知見・知識の共有等による都市間の連携体制の強化を進めるとともに、これを支える広域的な基幹ネットワークの整備・多重化を推進することが重要である。

また、東日本大震災が、東北地方に部品の製造拠点が集中している生産物のサプライチェーンに大きな影響を与えたケース等のように、特定の地域の広域的災害が、当該地域を超えた多大な影響を与えるリスクを勘案し、各種機能について、拠点となる施設の防災性の向上を図るとともに、同一圏域内に存しない都市間の連携のもと分担させる枠組みについても、各分野において検討を進める必要がある。

第二の2（安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等）中「整備する。」の次に次のように加える。

さらに、未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興に当たっては、公的主体及び民間主体の双方において、多額の資金が必要とされることから、今後、都市開発に係る資金に関する需給がより逼迫した状況が継続していくことが見込まれることを踏まえれば、インフラ整備や都市開発事業等におけるPFI、PPP等の手法の積極的活用に加え、長期の資金等の安定供給のための環境整備の取組を強化していくことが必要である。

第二の3（国際競争力の強化のための環境整備）中「大街区化」の次に「、思い切った土地利用の高度化、拠点性を創出する景観形成」を加える。

第二の3（国際競争力の強化のための環境整備）の次に次のように加える。
（災害に強いまちづくりの推進）

人口・機能等が集中した大都市における災害の発生が、甚大な人的・経済的被害につながることをないよう、超高層建築物等における長周期地震動対策の充実等高層建築物等の耐震性の向上、ターミナル駅等における安全性の確保、環状道路ネットワークの整備、密集市街地の防災性の向上、大都市沿岸部の工業関連施設の防災対策の強化等防災対策の充実等の施策を特に重点的に推進する必要がある。また、

高層建築物、地下施設、交通関連施設等が集中する街区において、建築物等の単体の防災対策にとどまらず、街区全体を見据えた災害時の対応に関するハード・ソフト両面からの官民連携による総合的な計画の策定と当該計画に基づく取組を強化する必要がある。

さらに、東日本大震災が広域的に都市機能の停止・低下等をもたらした経験を踏まえれば、首都直下地震等の将来の大都市における大規模災害が発生した場合において、我が国の経済活動を支える大都市の業務機能、行政機能等について、できる限り継続性を確保する体制を整備することが、都市機能に対する国際的な信頼の確保を通じて、大都市の国際競争力の強化を進める上でも重要である。

こうした観点から、高層建築物等の耐震性の向上、自立・分散型のエネルギー源、備蓄物資等を確保した災害に強いビジネス機能等を有する拠点等の整備を促進していくことが必要である。

また、東日本大震災において大量の帰宅困難者を発生させたことを踏まえ、その経験をいかし、より混乱を最小限に抑制させるための対策を講じることが重要である。

第二の3（都市間の連携と役割分担の強化）中「さらに」の次に「、大規模災害の発生が、広域的なエリアにおける機能の停止・低下をもたらすリスクが顕在化した東日本大震災の経験を踏まえ、国土構造のあり方も勘案しつつ」を、「おいても、」の次に「こうしたリスクを踏まえた」を加える。

第三の題名を次のように改める。

第三 都市再生緊急整備地域を指定する政令及び特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項

第三の1の題名を次のように改める

1 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の指定基準

第三の1中「都市再生特別措置法第2条第3項に基づき、」の前に見出しとして「(1) 都市再生緊急整備地域の指定基準」を付する。

第三の1の次に次のように加える。

(2) 特定都市再生緊急整備地域の指定基準

都市再生特別措置法第2条第5項に基づき、都市再生緊急整備地域のうち、当該都市の国際競争力強化につながる都市開発事業等の実施が見込まれ、かつ、地域の地方公共団体の関与のもと国際競争力強化の拠点とする上で実現性、具体性等の点で十分な地域の国際競争力強化に向けた都市構想・戦略が、策定・公表されており、地方公共団体による当該地域における都市再生に関連する制度の適切な運用等国

際競争力の強化に向けた取組が的確に行われていると認められるもののうち、以下の具体的な指定基準に該当し、本方針第一及び第二の内容に沿った都市の国際競争力の強化に向けた都市再生が見込まれるものを「特定都市再生緊急整備地域」として指定する。

ア 新幹線駅若しくは国内線の空港及び国際線の主要な空港を有し、又はこれらに隣接・近接し、若しくはこれらと交通アクセスが容易であること等により、国内外の主要な都市との往來を円滑に行うことが可能な地域（今後のインフラ整備により、可能となる地域を含む。）

イ 企業の業務活動の場やコンベンションセンター、国際会議場、宿泊施設、外国人ビジネスパーソン等の生活を支える施設等企業の業務活動を助ける諸機能等の都市機能が集積している地域（今後の都市開発事業等の実施により、高度に集積すると見込まれる地域を含む。）

ウ 企業の経済活動が活発に行われ、多くの付加価値が生み出されている地域（今後の都市開発事業等の実施により、多くの付加価値が生み出されると見込まれる地域を含む。）

第三の2を次のように改める。

2 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の指定の進め方

都市再生緊急整備地域は、全国における都市再生の動きに対応しつつ、都市開発事業や同事業とともに推進される都市機能の高度化等のための取組等の熟度などに応じて、早期の効果発現が見込まれる地域について、当該都市開発事業と一体的に実施される産業機能の高度化等を通じ、都市全体への波及効果を有すると認められるものも含め、指定を行う。

特定都市再生緊急整備地域は、地域の国際競争力強化に向けた都市構想・戦略を踏まえた都市開発事業等の促進を図る地域であることを踏まえ、地域の指定や地域整備方針の内容と当該都市戦略・構想の内容との整合に配慮して指定を行う。

また、本方針第一及び第二の内容を踏まえ、既に指定されている都市再生緊急整備地域について、当該地域における民間事業者、地方公共団体等による都市再生の取組の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討するとともに、都市再生本部において、各都市再生緊急整備地域の地域整備方針について、地域の地方公共団体、民間事業者、NPO等の発意も踏まえ、関係者の連携の在り方、地域整備方針の実現の目途等を示したものと見直すこととする。

さらに、特定都市再生緊急整備地域が指定されている地域については、指定後一定期間を経過したものについては、当該地域における民間事業者、地方公共団体等による都市再生の取組の状況等を踏まえ、必要に応じて特定都市再生緊急整備地域としての指定の見直しを検討するとともに、地域整備方針における特定都市再生緊急整備地域の整備の目標に係る内容についても、必要に応じて見直しを行うことが必要である。

第三の3の題名を次のように改める。

3 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における施策の集中的実施

第三の3中「合わせ」の次に「、関連制度の運用が、できる限り民間事業者等の提案をいかしたものになるよう努めること等により」を、「都市計画」の次に「等の」を、「努める。」の次に「特に、特定都市再生緊急整備地域が指定されている地域における施策の推進に当たっては、都市の国際競争力の強化のために必要となる施策について、緊急かつ重点的な実施に努める。」を加える。

第三の4の題名を次のように改める。

4 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の整備に当たっての配慮等

第三の4中「また」の次に「、東日本大震災における経験から得られる教訓を踏まえた防災機能の充実」を加え、「にも配慮する」を「に特に配慮する」に改め、「進める。」の次に次のように加える。

また、特定都市再生緊急整備地域が指定されている地域の整備に当たっては、グローバルに業務を展開する企業にふさわしい拠点性とシンボル性を備えた国際競争力強化に資する景観の形成が図られるよう配慮する。また、総合特別区域法に基づく国際戦略総合特区制度をはじめとする産業の国際競争力の強化に関する他の施策と有機的な連携を図るよう配慮する。

第四の1中「の意欲的」を「や民間をはじめとした多様な主体による積極的な」に、

「・ 地域の自由な発想がいかせるまちづくりを支援する交付金」を「・ 民間をはじめとした多様な主体によるまちづくり活動
・ 地域の自由な発想がいかせるまちづくりを支援する交付金」

に改め、「「都市再生整備計画」は」の次に「、民間をはじめとした多様な主体による創意工夫をいかした取組を含め」を加え、「ものとする。」の次に次のように加える。

都市再生整備計画には、市町村による公共公益施設の重点的な整備に係る事項のみならず、民間をはじめとした多様な主体によるまちづくり活動についても明らかにすることを通じて、都市再生整備計画を土台とした継続的かつ一体的な都市再生を推進する。

第四の2中「現実的な計画期間内において」を削り、第四の2ア中「連携重視など」

を「連携、民間をはじめとした多様な主体による積極的な取組などを重視すること」に改め、「発揮が図られること。」の次に次のように加える。

- 将来にわたって継続的かつ一体的に都市の多様な機能を確保する施設等の維持管理が図られること。

第四の２イ中「地域の積極的参加と民間のアイデア」を「地域団体等の積極的な参加と民間をはじめとした多様な主体による取組の推進やアイデア」に改め、「活用が図られること。」の次に「また、必要に応じて、市町村による都市再生整備推進法人の指定や、市町村都市再生整備協議会を組織することにより、官民連携の取組の強化を図ること。」を、「NPO」の次に「、一般社団法人や一般財団法人、まちづくり会社」を加え、「民間の活動との協働と」を「主体的な活動や、これらの活動と市町村による活動との協働、」に改め、「実施が図られること。」の次に次のように加える。

- 計画区域における道路の占用の特例を適切に活用し、道路空間のオープン化及び適切な維持管理が図られること。都市再生整備計画に道路の占用の特例に係る記載を行う場合には、都市の再生、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するよう、占用主体が行う道路交通環境の維持及び向上を図るための措置を計画に位置づけること。
- 計画区域における都市空間の有効活用、にぎわい創出を図るとともに、都市再生整備歩行者経路協定及び都市利便増進協定等を活用し、都市再生整備推進法人をはじめとした多様な主体による活動との連携の下、公共空間の適切な維持管理が図られること。
- 都市再生整備計画に都市再生整備推進法人、民間企業等が行うまちづくり活動や道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する措置等を総合的に計画に位置づけることにより、民間をはじめとした多様な主体による取組が推進されること。